

# 一般社団法人 一般社団法人日本妊娠高血圧学会

## 役員および代議員選出細則

(目的)

第1条 この法人（以下本会という）の役員および代議員の選出は、定款による以外は本細則に従うものとする。

定款 26 条（役員の種類・定数）

第2条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 1 名
- (3) 学術集会長 1 名
- (4) 副会長 2 名（次期会長 1 名、次々期会長 1 名）
- (5) 理事 8 名以上 24 名以内
- (6) 監事 3 名以内
- (7) 幹事 24 名以内

定款 27 条（役員の選任）

第3条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、別に定めるところにより理事会において理事互選により選任する。
- 3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 学術集会長および副会長は、正会員の中から理事会で選任する。理事は学術会長または副会長を兼務することができる。
- 5 幹事は理事会の議を経て正会員より理事長が委嘱する。幹事長、副幹事長は幹事会の互選により選出され、理事長が委嘱する。

定款 30 条（役員の任期）

第4条 役員任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任または任期満了により退任した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(選挙管理委員会)

第5条 代議員選挙および理事選挙に関しては、選挙管理委員会がその業務を管理する。

- 2 選挙管理委員会は理事長によって委嘱された、監事ならびに次回代議員に立候補予定でない正会員 5 名から構成され、監事が委員長となる。理事と代議員立候補者予定者は選挙管理委員になれない。

- 3 選挙管理委員会は、選挙に関する事務処理から選挙の結果の公表まで責任を負う。
- 4 選挙管理委員会の任期は、指名の日から当該選挙の終了の日までとする。
- 5 選挙管理委員会は、投票が行われる年の3月31日までに選挙に関する公示を行う。
- 6 選挙管理委員会の委員名は会員に公表される。

#### 定款 15 条（代議員の定数）

第6条 代議員の定数は、80名以上120名以内とし、選出される代議員をもって、一般法人法上の社員とする。

#### （代議員の任期）

第7条 代議員の任期は、その選出が行われた年の7月1日に始まり、2年後の6月30日までとする。

- 2 推薦によって代議員に選出されたものは、連続2期まで代議員となることができるが、その後は選挙で選出される必要がある。
- 3 補欠または増員として選任された代議員の任期は、前任者または現任者の任期満了する時までとする。

#### （代議員被選挙権）

第8条 代議員被選挙権は次の基準を満たす正会員が有する。

- (1) 代議員立候補時点5年以上の本会の正会員であり、選挙の前年の12月末までに会費を完納している。
- (2) 就任時点で満65歳をこえないことが望ましい。
- 2 監事は代議員を兼ねることができる。
- 3 名誉会員は代議員を兼ねることはできない。

#### （代議員選挙権）

第9条 代議員の選挙権は次の基準を満たす正会員が有する。

投票開始日に1年以上の本会の正会員であり、選挙の前年の12月末までに会費を完納している。

#### （代議員選出方法）

第10条 正会員は、被選挙権の規定を満たす場合、自薦や他薦を問わずに立候補することができる。

- 2 立候補者が定数に満たない場合、その数は欠員とする。
- 3 理事長が必要と認めた場合、理事会推薦として追加選出することができる。追加した代議員は理事会で報告する。
- 4 代議員の定数は、選挙で80名、理事会で若干名を推薦できる。
- 5 代議員候補者となろうとする者は定められた期日までに、所定の方法にて選挙管理委員会に届け出るものとする。
- 6 投票期間および開票は予め定められた日時に行う。

## 7 投票方法

- (1) 電子投票、無記名投票とする
  - (2) 選挙人は一人5票を有する
  - (3) 得票多数を得たものより順次当選者とし、得票数同数であるときは年長の者を当選者とする。
- 8 選出された代議員はホームページ等で公表するものとし、公表をもって代議員選挙の終了とする。

### (理事の定数)

第11条 代議員選挙で選ばれた代議員の中から8名以上24名以内とし、理事会で決定する。

### (理事候補者被選挙権)

第12条 理事候補となり得る者は就任時点で満65歳を超えないものとする。

- 2 名誉会員、功労会員は理事候補者となることはできない。
- 3 理事候補者となり得る者は、選挙の前年の12月末までに会費を完納しているものとする。

### (理事候補者選挙権者)

第13条 理事候補者の選挙権は、代議員が有する。

- 2 理事候補者の選挙権者は、選挙の前年の12月末までに会費を完納しているものとする。

### (理事候補者選出方法)

第14条 理事は代議員の中から選ばれる事を要する。代議員は理事選挙に自薦や他薦を問わずに立候補することができる。

- 2 立候補者が定数に満たない場合、その数は欠員とする。
- 3 理事候補者の立候補者数が定数と同等であるとき、または定数未満であるときは、代議員による信任投票を行う。信任とする投票の数が有効投票数の過半数に達しない場合には、理事候補者となることができない。
- 4 理事長が必要と認めた場合、理事会推薦として追加選出することができる。追加した理事は理事会で報告する。
- 5 理事の定数は、選挙で12名、理事会で若干名を推薦できる。
- 6 新代議員当選者の中で、理事候補者となろうとする者は定められた期日までに、所定の方法にて選挙管理委員会に届け出るものとする。
- 7 投票期間および開票は予め定められた日時に行う。
- 8 投票方法
  - (1) 電子投票、無記名投票とする
  - (2) 選挙人は一人5票を有する
  - (3) 得票多数を得たものより順次当選者とし、得票数同数であるときは年長の者を当選者とする。

## 9 理事長・理事会選出理事の選出規定

- (1) 選挙で選ばれた新理事で討議し、互選により理事長の選出を行う。
- (2) 新理事長就任予定者が必要と認めた場合、選挙で選出された理事の承認を得た上で理事会推薦として理事を若干名選出できる。

### (監事の選出規定)

第15条 監事候補者は、新理事就任予定者により会員の中から推薦されたものとする。

- 2 名誉会員、功労会員は監事候補者になることはできない。

### (規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て代議員総会に報告する。

### (附則)

1. 本細則は2020年10月5日より施行する。
2. 本細則は2022年10月29日より施行する。